

改正

平成11年3月29日いわき市規則第14号

平成12年3月30日いわき市規則第25号

平成15年3月31日いわき市規則第41号

平成15年12月26日いわき市規則第83号

平成17年8月29日いわき市規則第78号

平成21年2月19日いわき市規則第2号

平成26年3月31日いわき市規則第21号

平成29年12月28日いわき市規則第40号

平成31年3月29日いわき市規則第15号

令和元年7月8日いわき市規則第8号

令和2年12月24日いわき市規則第53号

令和3年8月12日いわき市規則第45号

いわき市健康・福祉プラザ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いわき市健康・福祉プラザ条例（平成10年いわき市条例第2号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 宿泊研修施設の使用の許可を受けようとする者（以下「使用者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる使用者の区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。

(1) 次のアからエまでに該当する者（その者を養護するため現に同伴する者を含む。） 使用しようとする日の6箇月前の日

ア 65歳以上の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

ウ 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳に知的障害がある者として記載さ

れている者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 前号に掲げる者以外の者 使用しようとする日の3箇月前の日

(使用の許可)

第3条 指定管理者は、宿泊研修施設の使用を許可したときは、使用許可書を交付するものとする。

(使用料)

第4条 条例第10条第1項第1号の市長が規則で定める額及び同条第2項の市長が規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項の規定による使用料の額又は回数券の額について、特に必要があると認めるときは、これらの額から50パーセントの範囲で市長が別に定める率により割り引いた額をもって当該使用料の額又は当該回数券の額とすることができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第11条の規定による使用料を減免することができるときは、社会福祉を目的とする活動を行う団体が、当該活動のためにボランティア研修室(1)、ボランティア研修室(2)又は調理実習室を使用するときとし、その減免率は、100分の50とする。この場合において、算出した減免額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項に規定する使用料の減免の申請は、健康・福祉プラザ使用料減免申請書（第1号様式）を市長に提出して行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する使用料の減免をするときは、健康・福祉プラザ使用料減免通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(損傷又は滅失の届出)

第6条 いわき市健康・福祉プラザの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに、健康・福祉プラザ施設等損傷・滅失届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(指定管理者指定申請書等)

第7条 条例第17条の申請書は、指定管理者指定申請書（第4号様式。以下「指定申請書」という。）によるものとする。

2 条例第17条の市長が規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款その他の基本約款

(2) 登記事項証明書

- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の過去3年間における各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (4) 組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (5) 代表者の経歴書及び役員名簿
- (6) 納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日いわき市規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日いわき市規則第25号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日いわき市規則第41号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第2号の改正規定中「第12条各号」を「第15条各号」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日いわき市規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年8月29日いわき市規則第78号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定及び第3号様式の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月19日いわき市規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日いわき市規則第21号)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日いわき市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市規則第15号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月8日いわき市規則第8号）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月24日いわき市規則第53号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前のいわき市健康・福祉プラザ条例施行規則別表 2 温泉利用型健康増進施設回数券の表に規定する11回券は、この規則の施行の日以後は改正後の別表備考第1項に規定する高齢者、同表備考第2項に規定する障害者、小学生又は同表備考第3項に規定する大人が同表備考第5項に規定する1日において使用することができる。

附 則（令和3年8月12日いわき市規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

1 温泉利用型健康増進施設等使用料

区分				単位		使用料
						円
温泉利用型健康増進施設				1人	1日	700
宿泊研修 施設の宿 泊室	宿泊	1室を2名以上（和室にあつては、3名以上）で使用する場 合	高齢者、障害者又は小学生（障害児を除く。）	1人	1日	3,140
			障害児	1人	1日	2,090
			大人	1人	1日	4,700
	1室を1名（和室にあつては、2名以下）で使用する場 合	高齢者、障害者又は小学生（障害児を除く。）	1人	1日	3,670	

		障害児	1人	1日	2,400
		大人	1人	1日	5,550
	休憩		1室	1回	3,140

2 温泉利用型健康増進施設回数券

区分	金額
	円
20回券	12,000
100回券	50,000

備考

- 1 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 「障害者」とは、次に掲げる者で中学生以上のものをいう。
 - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
 - (2) 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳に知的障害がある者として記載されている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 3 「大人」とは、中学生以上の者で高齢者及び障害者以外のものをいう。
- 4 「障害児」とは、第2項各号に掲げる者で小学生のものをいう。
- 5 「1日」とは、条例第4条で定める供用時間をいう。
- 6 「1回」とは、3時間以内をいう。
- 7 宿泊研修施設の宿泊室に宿泊する者が当該宿泊室を使用する日において温泉利用型健康増進施設を使用する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、1人1日につき350円とする。
- 8 宿泊の日が次の表の左欄に掲げる日に当たるときは、それぞれ同表の右欄に定める額をその使用料の額に加算する。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日及び土曜日（次号から第5号までに掲げる日を除く。）	1,500円
(2) 4月29日から5月5日までの日	
(3) 7月20日から8月9日まで及び同月16日から同月20日までの土曜日	2,500円

(4) 8月10日から同月15日までの日	
(5) 12月31日から翌年の1月5日までの日	

9 小学校に入学する前の者が宿泊研修施設の宿泊室に宿泊する場合であって独立して寝具を使用するときは、当該者を小学生とみなして使用料を徴収する。

10 休憩の利用時間が3時間を超過したときは、1時間につき、その使用料の額の20パーセントに相当する額を当該使用料の額に加算する。

健康・福祉プラザ使用料減免申請書

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）
 申請者 氏名（名称及び代表者氏名）
 電話番号 （ ）

- 注意 1 太枠の中だけ記入してください。
 2 □のある欄は、該当する箇所に☑印をつけてください。
 3 「使用時間」の欄は、準備及び後片付けの時間を含めて記入してください。

減免申請理由				
年 月 日 許可		許可番号 第 号 分		
使用年月日 年 月 日（曜日）		使用人数 人		
使用施設	使用時間	使用料	減免率	減免決定額
□ボランティア研修室(1)	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
□ボランティア研修室(2)	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
□調理実習室	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
合 計		円		円
減免後の使用料		円		
年 月 日 決定		決定番号 第 号		
課長	課長補佐	係長	係員	管理者

備考 減免を申請する理由を証する書類があれば添付してください。

健康・福祉プラザ使用料減免通知書

年 月 日

様

いわき市長

印

減免申請理由				
年 月 日 許可		許可番号 第 号 分		
使用年月日 年 月 日（曜日）		使用人数 人		
使用施設	使用時間	使用料	減免率	減免決定額
<input type="checkbox"/> ボランティア研修室(1)	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
<input type="checkbox"/> ボランティア研修室(2)	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
<input type="checkbox"/> 調理実習室	時 分から 時 分まで (時間)	円		円
合 計		円		円
減免後の使用料		円		
年 月 日 決定		決定番号 第 号		

第3号様式（第6条関係）

健康・福祉プラザ施設等 ^{損傷}届 _{滅失}

年 月 日

いわき市長 様

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号 （ ）

注意 太枠の中だけ記入してください。

発 生 日 時	年 月 日 時 分				
発 生 場 所					
損傷（滅失）した 施設、設備、備品 等					
損 傷 （ 滅 失 ） の 理 由					
処 理 欄					

指定管理者指定申請書

年 月 日

いわき市長 様

所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号 ()

管理を行う施設の名称	
管理の開始年月日	年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款その他の基本約款
- (3) 登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の過去3年間における各事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (5) 組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (6) 代表者の経歴書及び役員名簿
- (7) 納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類